

【申請関係】

Q 1 申請時に必要な書類はどれですか。

A 1 以下の3種類を提出願います。

なお、**申請期限は5月7日(火)**ですので、**申請漏れがないよう**十分ご留意願います。

- ① 補助金交付申請書兼概算払申請書(様式第1号)
- ② 事業計画(様式第1号-①)
- ③ 収支予算書(様式第1号-②)

Q 2 今回内示された補助金について、いつから使うことが可能ですか。

A 2 **交付決定日**から使用可能です。

特に早い時期に事業を予定している場合は、速やかに申請を行ってください。

Q 3 補助金が振り込まれるのは、いつ頃ですか。

A 3 5月末頃を予定しております。

大変恐縮ですが、県スポーツ協会から振り込まれるまでは、必要経費については各競技団体で立て替えをお願いします。(経費の立替が困難な場合には、競技担当者にご相談願います。)

【補助対象経費関係】

Q 4 補助対象となる経費は、どのようなものですか。

A 4 各事業に不可欠な経費で、主に次のような経費を対象とします。

なお、判断に迷う場合には、必ず事前に競技担当者にお問い合わせ願います。

項目	主な内容
報償費	・外部指導者等を招へいした場合の謝金
旅 費	・遠征及び合宿等に必要な交通費、宿泊費 ・指導者が各種会議等に出席するための交通費
需用費	・消耗品(単価5万円未満の物品)及び燃料の購入費
役務費	・郵送等に必要な経費及び競技用具等の運搬費 ・火災(傷害)保険料 ・振込手数料
使用料及び賃借料	・競技用具の賃借料 ・選手(コーチ)を輸送するためのバスの借上費用 ・競技用具及び指導者等を運搬するために借りるレンタカーの費用 → 公立学校の教職員は、 生徒を同乗させて運転することは禁止 されているので、絶対に行わないこと。

Q 5 大会参加費や講習会等の参加費に補助金を使用できますか。

A 5 補助金での支出はできません。自主財源での対応をお願いします。

Q 6 県スポーツ協会主催会議の出席旅費について、対象会議及び支払基準を教えてください。

A 6 県スポーツ協会が競技団体へ出席を依頼する会議で本部会議やヒアリングです。指導者育成事業補助金から支出してください。その他の会議についてはそれぞれの事業費から支出してください。

また支払金額については、次の基準に基づき会議の出席者へお支払い願います。

- ① 公共交通機関を利用した場合・・・切符等の購入にかかった料金
- ② 自家用車を利用した場合・・・別表2の基準による額

Q 7 項目ごとに補助額に上限はありますか。

A 7 次の費用に関してのみ上限額を定めております。

- ① 報償費・・・外部指導者を招へいたした場合の謝金 → 原則として23,000円/日
(謝金等の支払いに関しては、県スポーツ協会基準を定めております。
23,000円/日を超える場合には事前にご相談ください。)
- ② 旅費・・・宿泊費 → 9,800円/泊(朝夕食込み)
(国体の配宿センターで宿泊場所が指定される場合は除く)
- ③ 需用費・・・消耗品費は補助金総額の30%以下を目安にしてください。

Q 8 外部指導者に対して謝金基準を下げて(23,000円以下で)支払うことは可能ですか。

A 8 1日あたり原則23,000円が限度なので、それ以下の金額とすることは可能です。
ただし、トラブルを未然に防止するために、相手方の了解を必ずとってください。

【交付決定後の変更】

Q 9 計画に変更が生じた時は、どういった手続きが必要ですか。

A 9 事業内容が変更したとき(又は補助金額総額の50パーセントを超える経費の増減があったとき)は、変更承認申請書(様式第3号)の提出が必要です。

ただし、軽微な内容変更であれば手続きは不要となりますので、詳細は各事業担当にお問い合わせください。

【実績報告関係】

Q 10 添付書類の領収書を省略することはできますか。

A 10 補助金(公金)としての性格上、原則として領収書を省略することはできません。

また、報償費についても受領者から領収書(受領書)をもらい、報告書に添付してください。ただし、公共交通機関のように乗車区間によって金額が統一されている料金については、領収書の提出は不要ですが、経路がわかる資料を提出してください。交通費の受領者から受領サインもしくは受領印をいただき、各競技団体で保管してください。

Q 11 航空機を利用したときの添付書類は、領収書のみでよいですか。

A 11 航空機を利用した場合には、半券又は搭乗証明書を領収書と併せて、必ず添付願います。半券を破棄したり、紛失しないよう注意してください。eチケットは航空会社のホームページから搭乗証明書を発行できます。団体利用の場合は航空会社では発行できない場合もありますが、その際は旅行代理店が発行できる場合があります。詳しくは競技担当者にお問い合わせください。